

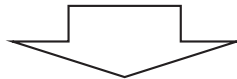
## 長期入所者等で住所を移していない方がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等に係る流れ（概要）

### 対象者

本年10月5日以降長期間入所等予定の方で、住民票上の住所を施設等に移しておらず、かつ、当該住所地に誰も住んでいない方

### 申請の流れ

入所者等が居所情報登録申請書に必要事項を記入



入所者等から申請書の確認・押印に係る依頼があった場合、

① 入所者等の氏名（ふりがな）・生年月日・通知カードの送付先（貴施設等の住所）が正しいか

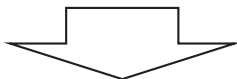
※ 訂正の際は二重線を引いていただき、余白にご記入の上、訂正印を押していただくようお願いください。（Q&A11ご参照）

② 裏面の「平成27年10月5日以降、医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していないため」に✓が入っているか

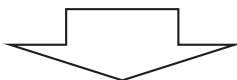
③ サービス等利用計画等と照らし、本年10月5日以降長期間（※）入所等する見込みか

※目安として、概ね11月末頃までの間に入所等している場合

をご確認の上、「医療機関・施設等向け記入欄」に日付のご記入、貴施設等の名称及びご担当者様のご記入又は押印をお願いします。



入所者等において上記の申請書を市区町村に郵送又は持参（8月24日～9月25日）



本年10月5日から11月末までの間に、貴施設等に当該入所者等の通知カードが簡易書留にて送付されてきますので、お受け取りの上ご本人にお渡しくください。

※ 退所済み等、当該入所者等が不在の場合は、お近くの郵便局にご連絡ください。郵便局員が貴施設等に当該通知カードを受け取りに伺い、市区町村に返戻します。

ポスター・リーフレットは以下のホームページから入手いただけます。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000370650.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000370650.pdf)

※ 1枚目のみ印刷したものがポスターで、1・2枚を両面印刷したものがリーフレットです。ダウンロード・印刷の上、貴施設等での掲示や配布につき、ご協力をお願いします。

別記様式

(申請日) 平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ (市長・区長・町長・村長) 殿

※住民票のある市区町村名を記入してください

通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書

通知カードの送付先に係る居所（現に居住する住民票の住所地以外の地）について、下記のとおり登録申請します。

記

1 居所情報登録を行う者の情報

ふりがな 氏名		印
生年月日		年 月 日
住民票の住所		〒 —
通知カードの送付先 (居所の所在地)		〒 —
連絡先		電話番号 ( ) — 携帯電話 — — (日中に連絡がとれる連絡先を必ず記入してください)
代理人※	代理人の種類 <small>該当するものに○を付けてください。</small>	法定代理人 ・ 任意代理人
	ふりがな 氏名	印
	住所	〒 —
	連絡先	電話番号 ( ) — 携帯電話 — — (日中に連絡がとれる連絡先を必ず記入してください)

※ 代理人が本人に代わり申請する場合に記載してください。



2 住所地において通知カードの送付を受けることができない理由

(該当する項目にチェックを付けてください。)

東日本大震災により被災し、住所地以外の地へ避難しているため

避難元の市区町村や都道府県、避難先の市区町村や都道府県等の関係行政機関が行っている避難者への情報提供のために、居所情報を関係行政機関において共有し、利用することに同意する場合、チェック欄にチェックを付けてください。

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待又はこれらに準ずる行為の被害者で、住所地以外の地へ移動しているため

平成 27 年 10 月 5 日以降、医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していないため

その他（具体的な状況を下の理由記載欄に記載してください。）

理由記載欄

備考欄

**8月24日～9月25日までに（持参又は必着）  
お早めに住民票がある市区町村へ持参又は郵送してください**

**医療機関・施設等向け記入欄**

上記の者は当医療機関・施設等に長期間入院・入所している又はする見込みである。

平成 27 年    月    日                      医療機関・施設等名    担当

※ 本欄は、医療機関・施設等に長期間入院・入所していること又はする見込みであることを当該医療機関・施設等が記入する欄です。

## 【注意事項】

- 申請者1人ごとに1枚申請書を記載してください。
- 15歳未満の方や法定代理人がいる方は、保護者や法定代理人の方が申請してください。  
なお、15歳以上の未成年の方は、本人が申請することも可能です。
- 申請書の偽造や、なりすまし等により不正に通知カードを取得した場合は、法律の規定により罰せられます。
- 記入漏れがある場合、申請を受け付けることはできませんので、居所情報登録を行う者に係る情報については全項目、住所地において通知カードの送付を受けることができない理由については該当項目に必ず回答してください。
- 申請に不備がある場合などの理由により、申請を受け付けることができない場合は、市区町村から連絡があります。
- 申請書の提出の際には、次の書類を必ず添付してください。
  - ・ 居所情報登録を行う者の本人確認書類
  - ・ 居所情報登録を行う者が居所に居住していることを証する書類  
(代理人が申請する場合は、さらに次の書類を合わせて添付してください。)
  - ・ 代理人の代理権を証明する書類
  - ・ 代理人の本人確認書類

### <添付書類の具体例>

#### (居所情報登録を行う者の本人確認書類)

A 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等のうち1点。

※最新の住所等が裏書きされている場合には、裏面のコピーも提出してください。

B Aをお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校が発行した在学証明書、預金通帳、医療受給者証等市区町村長が適当と認める書類のうち2点。(氏名と生年月日又は住所が記載されているものに限りです。)

#### (居所に居住していることを証する書類)

賃貸借契約書、権利書、医療機関・施設等が発行する入院・入所を証明する書類(入所契約書等)、公共料金の領収書その他居所に居住していることを確認するために市町村長が適当と認める書類。

本人と法定代理人が同一の住居に居住しているときには、法定代理人が居所に居住していることを証する書類をもって、本人が居所に居住していることを証する書類としても可。

#### (代理人の代理権を証明する書類)

A 代理人が法定代理人である場合  
戸籍謄本その他その資格を証明する書類。

B 代理人が法定代理人以外の場合  
委任状など本人の委任の事実を確認するに足る書類。

#### (代理人の本人確認書類)

申請者の本人確認書類と同じ。

- 申請書を郵送する場合の提出先は、住民票のある市区町村（政令指定都市の場合は区役所）の通知カード担当課あてとし、封筒の表面に「居所情報登録申請書 在中」と朱書きしてください。なお、住民票が政令指定都市にある方については「〇〇市〇〇区役所 通知カード担当課」あてに送付してください。

（送付先の記載例）

〇〇市△△×丁目×番×号 〇〇市役所通知カード担当課 あて

「居所情報登録申請書 在中」

- 提出された書類はいかなる場合であっても返戻しません（居所情報の登録終了後、各市区町村において適切に破棄します。）。
- 居所情報の登録申請後、状況が変わり居所に通知カードを送付する必要がなくなった場合は、本様式の備考欄にその旨を記載し、「1 居所情報登録を行う者の情報」に必要事項を記入した上で、居所情報の登録申請を行った際の本人確認書類を添付して、居所情報登録を行った市区町村に提出してください。

#### 【留意事項】

- 番号利用法施行日（本年10月5日）前に現在お住まいの場所（居所）の市区町村に転入をしていただければ、そこに通知カードが送付されるようになりますので、ご検討をお願いします。

（DV等被害者の方は、転入した市区町村に対して「DV等支援措置」を申し出てください。申出により「DV等支援対象者」となった場合には、ご自身の転入先の新しい住所について、加害者が「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票の写し等の交付」及び「戸籍の附票の写しの交付」の請求によって知ろうとしても、これらの請求を拒否する措置が講じられます。）

※ DV等被害者の運転免許証やパスポートなどの本人確認書類を加害者などの第三者が保有している可能性がある場合には、第三者による「なりすまし」のおそれがありますので、現在お住まいの場所（居所）の市区町村への転入とDV等支援措置の申出をご検討ください。詳しくは、お近くの市区町村にお問合せください。

- 東日本大震災の被災者、DV等被害者については、今お住まいの場所（居所）のある市区町村に出向き、個人番号カードの交付申請を行うことで、住民票のある市区町村から個人番号カードを受け取ることができます。詳しくは、住民票のある市区町村にお問合せください。

# 記載例（表面）

（申請日） 平成 27 年〇月〇日

〇〇〇〇 （市長・区長・町長・村長） 殿

※住民票のある市区町村名を記入してください

## 通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書

通知カードの送付先に係る居所（現に居住する住民票の住所地以外の地）について、下記のとおり登録申請します。

### 記

#### 1 居所情報登録を行う者の情報

ふりがな 氏名	ばんごう はなこ	印
	番号 花子	
生年月日	平成元年 3月 31日	
住民票の住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市△△町◇丁目〇番地▽▽号 〇〇集合住宅〇〇〇号室	
通知カードの送付先 （居所の所在地）	〒△△△-△△△△ △△県▽▽市△△町◇丁目〇番地□□号 ▲▲集合住宅〇〇〇号室	
連絡先	電話番号 (1234) 56 - 7890 携帯電話 123 - 1234 - 1234 (日中に連絡がとれる連絡先を必ず記入してください)	
代理人※	代理人の種類 <small>該当するものに○を付けてください。</small>	法定代理人 ・ 任意代理人
	ふりがな 氏名	だいにんにん はなこ 代理人 花子 印
	住所	〒△△△-△△△△ △△県▽▽市△△町◇丁目〇番地▽▽号 ■■集合住宅〇〇〇号室
	連絡先	電話番号 (0123) 45 - 6789 携帯電話 987 - 9876 - 9876 (日中に連絡がとれる連絡先を必ず記入してください)

※ 代理人が本人に代わり申請する場合に記載してください。

裏面へ

## 記載例（裏面）

### 2 住所地において通知カードの送付を受けることができない理由

（該当する項目にチェックを付けてください。）

- 東日本大震災により被災し、住所地以外の地へ避難しているため

避難元の市区町村や都道府県、避難先の市区町村や都道府県等の関係行政機関が行っている避難者への情報提供のために、居所情報を関係行政機関において共有し、利用することに同意する場合、チェック欄にチェックを付けてください。

- ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待又はこれらに準ずる行為の被害者で、住所地以外の地へ移動しているため

- 平成 27 年 10 月 5 日以降、医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していないため

- その他（具体的な状況を下の理由記載欄に記載してください。）

理由記載欄

備考欄

**8月24日～9月25日までに（持参又は必着）  
お早めに住民票がある市区町村へ持参又は郵送してください**

#### **医療機関・施設等向け記入欄**

上記の者は当医療機関・施設等に長期間入院・入所している又はする見込みである。

平成 27 年    月    日                      医療機関・施設等名    担当

※ 本欄は、医療機関・施設等に長期間入院・入所していること又はする見込みであることを当該医療機関・施設等が記入する欄です。

長期入所者等で住所を移していない方がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等に係るQ & A (障害者施設等向け)

**【基本情報】**

Q 1 居所情報の登録申請が必要な入所者等とは具体的にどのような方か。

A 1 本年10月5日から、住民票を有する国民の皆様一人一人に12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。通知は、市区町村から、原則として住民票に登録されている住所(以下「住所地」という。)あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。

したがって、長期入所等をしている方であって、住所地を障害者施設等に移しておらず、かつ、当該住所地に誰も居住していない場合は、入所等先において通知カードを受け取るために、本年8月24日から9月25日までの間に、住所地の市区町村に対して、入所等先を居所として登録するための申請を行っていただく必要があります。

なお、上記のことから、住所地を障害者施設等に移している方や、住所地が障害者施設等ではないが当該住所地にご家族が住んでいる方などは、居所情報の登録申請は必要ないものと考えられます。

Q 2 ポスター・リーフレットはどこで入手できるのか。

A 2 こちらのURLで入手いただけます。ダウンロード・印刷の上、貴施設等での掲示・配布につきご協力くださいますようお願いいたします。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000370650.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000370650.pdf)

※1枚目のみ印刷したものがポスター、1・2枚を両面印刷したものがリーフレットです。

Q 3 長期入所者等が居所情報の登録を行わない場合、どのような不都合があるのか。

A 3

- ① 住所地にご家族等がお住まいの場合、ご家族等にお受け取りいただくので問題ありません。
- ② 一人暮らしの方の場合、入所等中にご自宅に届いた通知カードは住所地の市区町村に返戻されます(ご自宅には「郵便物等ご不在連絡票」が届けられます)。退所等後に住所地の市区町村にご相談の上、通知カードをお受け取りいただくことができます。



**【居所情報登録の対象者】**

- Q 4 いつ頃まで入所等している方が居所情報登録申請の対象となるか。通知カードが当施設に届いた時には退所等でご本人が不在であるケースを避けたいのだが。
- A 4 住所地に誰も住んでおらず、かつ本年10月5日から概ね11月末頃までの間に入所等している見込みの方に居所情報登録を行っていただくよう想定しています。
- なお、通知カードが届いた際にご本人が退所等によりご不在である場合は、お手数ですがお近くの郵便局にご連絡くださいますようお願いいたします。郵便局員が貴施設等に当該通知カードを受け取りに伺い、市区町村に返戻します（新しい封筒に移し替えていただく必要はありません）。
- Q 5 10月5日から11月末頃まで入所等しているかどうか不確実な方から居所情報登録申請書の確認・押印依頼があった場合、お断りしても良いか。
- また、11月20日頃に退所等する見込みの方から依頼があった場合はどうか。
- A 5 可能な限りご本人の希望に沿っていただくことが望ましいですが、基本的にはいずれの場合でも、居所情報登録は行わなくても、その方の通知カードは退所等後に住所地の市区町村から入手することができることをお伝えいただいて差し支えありません。
- Q 6 ご家族がおられると思われる方から居所情報登録申請書における確認・押印の依頼があった場合、お断りし、ご家族に受け取っていただくよう促しても良いか。
- A 6 それぞれのご家庭の事情があることから、可能な限りご本人の希望に沿っていただくことが望ましいですが、基本的には住所地にご家族が居住されている方については、居所情報登録を行わなくても、その方の通知カードはご家族に受け取っていただくことができます。
- Q 7 住所地に誰も住んでおらず、11月末頃までの入所等が見込まれる方がいるが、居所情報登録の申請を行おうとしていない場合、障害者施設等はどの程度積極的に申請を働きかけるのが望ましいのか。または働きかけなくてはならないのか。
- A 7 そのような方には、下記のURLからダウンロードいただけるリーフレットを印刷してお渡しいただくなど、可能な範囲で居所情報の登録申請を働きかけていただくようお願いいたします。
- また、ポスターやリーフレットの、施設等での掲示や配布・備え付け等について、可能な範囲でご協力をよろしくお願いいたします。
- ※ ポスター・リーフレットはこちらから入手いただけます。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000370650.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000370650.pdf)
- ※ 1枚目のみ印刷したものがポスター、1・2枚を両面印刷したものがリーフレットです。

**【助力が必要な方の場合】**

Q 8 成年後見や任意後見の被後見人等ではないが、居所情報の登録申請を行えるような心身の状態にない方については、障害者施設等はどうすればよいか。

A 8 住所地に誰も住んでおらず、長期間の入所等が見込まれる方であれば、家族などその方のご関係者ともご相談の上、可能な範囲で任意代理人による居所情報の登録申請（A10の※ご参照）を働きかけていただくようお願いいたします。

なお、退所等後に住所地の市区町村にご相談の上、通知カードをお受け取りいただくことも可能です（A3②ご参照）。

障害者施設等に住民票を移してある場合は、当該施設等に通知カードが簡易書留で郵送されてきますので、お受け取りくださるようお願いいたします。

Q 9 障害等により自力で申請書に記入できない方が居所情報登録を希望している場合、障害者施設等はどうすればよいか。記入の代行や介添えをしても良いか。

A 9 お見込みのとおり、可能な範囲で記入の代行や介添えを行っていただけると幸いです。

Q 10 障害者施設等が居所情報登録申請書に記入の手伝いをしたり、本人の代わりにポストに投函する場合は、障害者施設等は居所情報登録申請書における「代理人」に該当し、当該欄に障害者施設等としての氏名・住所・連絡先を書く必要があるのか。

A 10 そのような場合であっても、当該施設等は登録申請に当たっての「代理人」には該当しませんので、申請書における当該欄への記載は不要です。

※ 「代理人」とは居所情報の登録申請を本人に代わって代理行為として行う次のいずれかの者を指します。

① 法定代理人…居所情報登録申請の際には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を原則として同封する必要がある方です。

② 任意代理人…居所情報登録申請の際には、本人の委任の事実を確認するに足る書類を同封する必要がある方です。

**【居所情報登録申請書の確認・押印】**

Q 11 居所情報登録申請書の確認・押印を求められたが、具体的には何をしたら良いのか。

A 11

- ① 入所者等の氏名（ふりがな）・生年月日・通知カードの送付先（貴施設等の住所）が正しいか

※ 間違いがある場合は入所者等に申請書をお返してください。なお、入所者等において訂正する場合は、二重線を引いて余白に正しく記入し、入所者等の訂正印を押したものであれば有効な申請書として扱われます。

- ② 裏面の「平成27年10月5日以降、医療機関・施設等への長期の入院・入所が見込まれ、かつ、入院・入所中は住所地に誰も居住していないため」に✓が入っているか

- ③ サービス等利用計画等と照らし、本年10月5日以降長期間（※）入所等している見込みか

※目安として、概ね11月末頃までの間に入所等している場合  
をご確認の上、「医療機関・施設等向け記入欄」に日付、貴施設等名及びご担当者様名のご記入又は押印をお願いします。

Q12 居所情報登録申請書への確認・押印を求められた時には、当施設において入院・入所を証明する書類を発行する際に手数料を徴収している場合は、居所情報登録申請書への確認・押印についても同様に入所者等から手数料を徴収して良いか。

A12 手数料の徴収の可否については、禁じるものではありませんが、マイナンバーは全国民を対象としており、通知カードを全国民に入手いただくことが重要であるため、居所情報登録を希望する方が手数料を理由に申請を躊躇することがないように、手数料の徴収についてはご容赦いただきますよう、ご理解ご協力のほどお願いします。

Q13 少なくとも11月末までは長期入所等していることが見込まれる方が、本年9月25日までに居所情報登録申請を行うことができなかった場合、その方はどうしたら通知カードを受け取れるのか。

A13 A3②のとおり、入所等中にご自宅に届いた通知カードは住所地の市区町村に返戻されます（ご自宅には「郵便物等ご不在連絡票」が届けられます）。退所等後に住所地の市区町村にご相談の上、お受け取りいただくことができます。

Q14 本人以外の方から居所情報登録申請書の確認・押印を依頼された場合、どうしたらよいか。

A14 なりすましによる申請等不正な申請を防止するため、本人以外の方からの依頼は、代理権を証明する書類（戸籍謄本その他その資格を証明する書類や本人の委任の事実を確認するに足る書類）を提出いただき、ご確認ください（A10の※もご参考になさってください）。

**【届いてから】**

Q 15 居所情報登録申請を行った方が、入所等先において通知カードの受取りを拒否した場合、障害者施設等には保管義務や市区町村への返送義務があるか？

A 15 入所者等ご自身が望んで居所情報登録の申請をしたにも関わらず、万が一通知カードが貴施設等に到達した後に、当該入所者等が受取拒否した場合、お近くの郵便局にご連絡するように当該入所者等にお伝えください（新しい封筒に移し替えていただく必要はありません）。

なお、当該入所者等の拒否の意思を口頭で確認できれば、障害者施設等側が上記を代行いただいても構いません。

Q 16 簡易書留にて受け取った通知カードを当該入所者等にお渡しする際、本人確認書類の提示を求めるなどの本人確認を行う必要があるか。

A 16 通常の簡易書留を貴施設等にて受け取った場合と同様に扱っていただければ構いません。

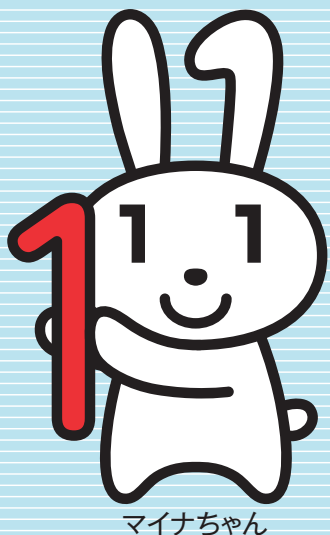
Q 17 仮に障害者施設等で受け取った後に紛失した場合は、障害者施設等は何らかの責任を問われるのか？

A 17 届いた簡易書留は確実に入所者等にお渡しできるように、十分な管理をお願い申し上げます。万が一紛失した場合は、当該入所者等にお伝えの上、障害者施設等より、当該入所者等の住民票のある市区町村にご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、入所者等にお渡しした後の紛失については、ご本人の責任においてご対応いただくこととなります。

Q 18 通知カードが届いた際には、入所者等が退所されていた場合はどうしたら良いか。

A 18 お手数ですが、お近くの郵便局にご連絡くださいますようお願いいたします。郵便局員が貴施設等に当該通知カードを受け取りに伺い、市町村に返戻します（新しい封筒に移し替えていただく必要はありません）。



マイナちゃん

# 平成27年10月5日

## マイナンバー制度スタート

今年10月以降、住民票の住所地に  
あなたの「マイナンバー」をお知らせします※

※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが  
記載された「通知カード」が送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で  
受け取ることが出来ない方※は居所情報登録申請書を

**8月24日～9月25日** (持参  
又は  
必着)

に住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください

登録は  
お早めに

Point

### ※申請が必要な方

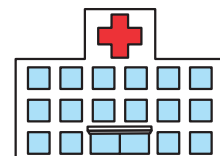
東日本大震災による被災者で  
住所地以外の居所に避難されている方



DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で  
住所地以外の居所に移動されている方



一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に  
入院・入所されている方



申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ  
([http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/))  
などで入手又はダウンロード頂けます。

マイナンバーのお問合せは、  
コールセンター[全国共通ナビダイヤル] **0570-20-0178**  
もしくは、**住民票の住所地の市区町村にお問合せください**

マイナンバー

9:30~17:30  
(土日祝日  
年末年始を除く)



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications



# 住民票の住所地以外の居所にお住まいのみなさまへ 申請をお願いします

## ! 居所情報登録の申請方法

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を入手し、  
氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入してください。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/))、  
相談機関等(配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど)で入手又はダウンロード頂けます。

表面

裏面

**Step 1** 氏名、住民票の住所、  
居所の所在地、連絡先などを記入

**Step 2** やむを得ない理由などの情報を記入

### <提出書類>

申請書

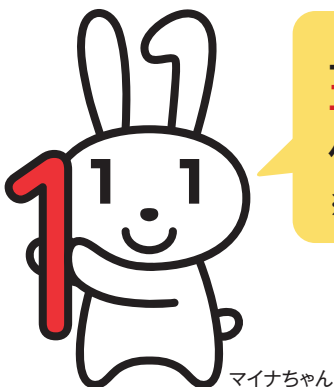
### <添付書類>

申請者の本人確認書類(運転免許証など)

居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)

代理人の代理権を証明する書類(委任状など)〔代理人が申請する場合〕

代理人の本人確認書類(運転免許証など)〔代理人が申請する場合〕



マイナちゃん

上記の書類を添付した申請書を  
平成27年8月24日から9月25日までに(持参又は必着)  
住民票のある市区町村に持参又は郵送してください。

※ 政令指定都市に住民票がある方は、区役所に持参又は郵送してください。